

憲法の掲げる平和的生存権の実現のため、国民の、世界中の人々の生命と権利を守ることを求めます

国際婦人年連絡会 世話人 紙谷雅子
大倉多美子
橋本紀子

国際婦人年連絡会(全国組織 35 団体)は、1975 年の国際婦人年以来、国連の提唱する 3 目標「平等・開発・平和」を掲げて活動しています。この目標の実現には、平和主義・国民主権・基本的人権尊重を掲げる日本国憲法を、社会のあらゆる分野にいかすことが必要不可欠です。

安倍政権は、新型コロナウイルスの急速なまん延に対して、4 月 7 日に改正特別措置法に基づく緊急事態宣言を 7 都府県に、16 日には全国に発しました。安倍首相は、7 日の衆議院運営委員会で自民党の改憲案に緊急事態対応を盛り込んでいることを説明し、改憲への強い意思を改めて示しました。

私たちは、国民の、そして、世界中の人々の生命の危機に集中して対応するべきときに、あえて、改憲を持ちだしていることに強い憤りを覚えています。

日本国憲法には、戦前の人権制限の痛苦の反省から「緊急事態条項」が設けられていません。この憲法の趣旨から、緊急事態宣言の下でも国民の権利の不当な制限があってはなりません。ましてコロナ対応を緊急事態条項の創設にからめて改憲論議を呼びかけるなど、今回の発令を改憲への地ならしにすることは断じて許されません。

私たちは、これまでも、安倍政権が、情報隠し、説明責任の軽視、公文書の改ざんなど国民の知る権利を無視していることに抗議してきました。さらに、法を勝手に解釈変更し、東京高検黒川検事長の定年延長を強行する閣議決定をするなど三権分立の原則を踏みにじっていることは許しがたいことです。

日本政府は、今こそ日本国憲法を遵守し、憲法があらゆる分野にいきる社会の実現をめざす方向に舵を切りなおし、平和と基本的人権、民主主義が守られる政治を行うべきです。感染拡大防止のための「自粛」要請に伴う「補償」、医療・社会保障の充実など、憲法のうたう生存権の保障が今ほど求められることはありません。DVや女性の生活困窮などが増加しており、コロナ対策にジェンダー視点を貫くことも必須です。

新型コロナウイルス感染拡大のもとで迎える第 73 回憲法記念日にあたり、国際婦人年連絡会は、日本政府が世界的な感染拡大防止のために、国際連合のもと、あらゆる国と協力・協調して、憲法のうたう平和的生存権の実現を目指すべきであることを強調し、国民の、世界中の人々の生命と権利を守ることを求めます。

付記 憲法記念日にあたっての国際婦人年連絡会の日本政府への要望

- 憲法前文に記された平和的生存権を遵守し、先頭に立って国際社会に実現を求めること。
- 「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関するILO条約批准に向けて、セクシュアルハラスメントをはじめ、あらゆるハラスメントを禁止する国内法を整備すること。
- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を積極的に実施すること。多様な民意を受け入れ、女性や少数派の立場の人たちが政治参画できるように、小選挙区制を廃止し、比例代表制を中心とした選挙制度に改革すること。
- 女性差別撤廃委員会の勧告を受け止め、直ちに選択的夫婦別氏制度導入等の民法改正を行うこと。
- 医療・介護・年金・子育てなどの社会保障・社会福祉の充実で貧困・格差をなくすこと。とりわけコロナ対策に向けて、早急に公衆衛生・医療の充実向上に取り組むこと。
- 性別役割分担意識を正し、男女ともに人間らしい働き方ができる法規制の確立、雇用形態にかかわらず同一価値労働同一賃金の実現など、女性差別撤廃条約の完全実施をめざし、かつ、選択議定書を批准すること。
- 5兆円を超える防衛予算の8年連続の膨張、新「防衛計画大綱」による軍備増強、日米合同演習の拡大、辺野古新基地建設は、いずれも憲法の平和原則違反であり、直ちに中止すること。
- 核兵器禁止条約を一日も早く批准すること。
- 福島原発事故被災者支援に責任を持ち、原発の再稼働と輸出をやめ、「原発ゼロ」の決断をすること。
- 教育を受ける権利を保障し、子どもたちの自由な考え方を尊重し、歴史の真実を伝える教育を行うこと。家庭教育に国や自治体が介入する「家庭教育支援法案」の国会提出、教育への「教育勅語」持ち込みをやめること。
- 政府はメディアへの不当な介入や干渉を行わないこと。
- 8時間労働を前提とし、長時間労働の撲滅、不払い残業の根絶、残業の上限規制等、安心して働くための環境整備、社会的基盤整備、労働条件の改善を行うこと。

以上